

マックス・プランク研究所、商標ハーモ指令と共同体商標規則の改正提案を公表

2013年1月8日

JETRO デュッセルドルフ事務所

マックス・プランク知的財産法・競争法研究所（マックス・プランク研究所）は、2012年9月28日、商標ハーモ指令と共同体商標規則の改正提案を公表した。

マックス・プランク研究所は、2009年10月、欧州委員会から、欧州の商標制度の全般的機能に関する調査研究の委託を受けており、2011年3月に調査研究報告書を公表していた。今回、この調査研究のフォローアップとして、商標ハーモ指令と共同体商標規則の改正提案を公表した。これにより、報告書全体は466ページにも及ぶものとなった。

研究の最も重要な結果と、商標ハーモ指令と共同体商標規則の改正提案とをまとめた概要（279～310ページ）は、「A. 一般原則」、「B. 実体法」、「C. 手続法」、「D. OHIM（欧州共同体商標意匠庁）の機能」、「E.（OHIMと国内商標庁との間の）協力」、及び「F. 法令のさらなる調和」から構成され、それぞれ以下の事項が記載されている。

A. 一般原則

I. 概要

本研究は、共同体商標と国内商標の共存の原則、共同体商標の単一的性格の原則、及び、共同体商標と国内商標との間の並びに商標法と隣接法との間の統一性の原則を、欧州の商標制度の一般原則として特定している。

II. 個々の原則

1. 共同体商標と国内商標の共存

本研究は、共同体商標制度と国内商標制度の共存の原則についてのコンセンサスは維持されており、国内商標制度を廃止する提案は受け入れられないだろうとしている。しかし、国内商標の出願件数は、共同体商標に比べて著しく減少していることも事実である。そこで、本研究では、維持年金の50%をOHIMに、残りの50%を各国商標庁に分配することを提案する。

2. 単一効の原則

特に、商標権の取得と使用に関しては、EUの領域は単一の領域であり、単一効の原則が維持されるべきである。一方でこのことは、共同体商標がEUの領域内で常に同様に権利行使されると解釈されるべきではない。

3. クラッターリング（散乱）

共同体商標の登録数が多すぎて散乱しており、新規の出願人に不利になっているかについては、様々な意見があるものの、具体的な確証がない現状においては、大きな制度変更は不要である。

4. 考慮に入れられるべき利益

共通の市場において公正な競争を確保するという商標法の目的を達成するために、関係するすべての当事者の利益が考慮に入れられるべきである。本研究は、商標の登録において、公共の利益の特定のサブカテゴリーを個々の拒絶理由に結びつける現状の運用を廃止し、全ての関連する側面を最大限に考慮することを提案する。同様に、関係するすべての利益は、商標権の排他権の定義に結びつけて考慮されるべきであり、弱い標章は小さな保護範囲しか主張できないという原則が強調されるべきである。

B. 実体法

I. 共同体商標および国内商標に共通の問題

1. 登録要件

a) 写実的表現可能性

現行制度では、国内商標又は共同体商標の登録には、標識が写実的に表現可能であることが要件である。本研究は、欧州連合司法裁判所 (CJEU) の前身である欧州司法裁判所 (ECJ) ¹ の Siemann 判決に従って、「写実的」の要件を廃止し、管轄当局と公衆が保護の主題事項を正確に決定できるように表現されるという、フレキシブルな基準に置き換えることを提案する。(以下の表において、日本語訳は仮訳であり、下線は原文にはないが参考のために付したものである。)

<p>現行商標ハーモ指令 第2条 商標を構成しうる標識</p> <p>商標は、写実的に表現できるあらゆる標識、特に人名を含む言葉、デザイン、文字、数字、商品の形状又はその包装によって構成することができる。ただし、これらの標識は、ある企業の商品や役務と他の企業の商品や役務を識別できるものでなければならない。</p>	<p>改正指令案 第3条 商標を構成しうる標識</p> <p>(1) 商標は、ある企業の商品又は役務と他の企業の商品や役務を識別する、<u>可視又は言葉のように不可視なもの</u>、人名、デザイン、文字、数字、色又は色の組み合わせ、商品の形状又はその包装により構成することができる。</p> <p>(2) <u>保護が登録により取得される場合</u>、<u>標識は、管轄当局と公衆が保護の正確な主題</u></p>
---	---

¹ なお、報告書本文においてマックス・プランク研究所は、CJEU についての論及であるか、過去に ECJ が示した判決についての記載であるかを問わず、報告書全体を通じて、両者を同一の主体とみなして「ECJ」の通称を採用して記載している。

	を決定できるように表現されなければならない。
--	------------------------

<p>現行共同体商標規則</p> <p>第4条 共同体商標を構成することができる標識</p> <p>共同体商標は、写實的に表現できるあらゆる標識、特に、個人の名稱を含む語、模様、文字、数字、商品又はその包装の形状により構成することができる。ただし、それらの標識が一企業の商品又は役務を他の企業のそれらと識別できることを条件とする。</p>	<p>改正規則案</p> <p>第4条 共同体商標を構成することができる標識</p> <p>(1) 商標は、ある企業の商品又は役務と他の企業の商品や役務を識別する、<u>可視又は言葉のように不可視なもの</u>、人名、デザイン、文字、数字、商品の形状又はその包装、音色又は色の組み合わせにより構成することができる。</p> <p>(2) <u>共同体商標として登録されるためには、標識は、管轄当局と公衆が保護の正確な主体を決定できるように表現されなければならない。</u></p>
---	--

b) 物品の形状に関する拒絶理由

商標ハーモ指令および共同体商標規則は、形状の商標について、識別性を獲得しても解消できない絶対的拒絶理由として、商品の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な形状、商品に本質的価値をもたらす形状を挙げている。

本研究は、商品の性質から生じる形状という拒絶理由を、商品の性質又は技術的性能 (technical performance)のみから生じるすべての標識を拒絶する条項に置き換えることを提案する。こうすることで、単なる立体商標以外にも、音の商標や色の商標もこのカテゴリーで拒絶され得ることになる。

<p>現行商標ハーモ指令</p> <p>第3条 拒絶又は無効の事由</p> <p>以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする：</p> <p>(e) 以下に掲げる要素のみで構成される標識：</p> <p>(i) 商品そのものの性質から生じる形状；</p>	<p>改正指令案</p> <p>第4条 拒絶又は無効の事由</p> <p>以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする：</p> <p>(e) 以下に掲げる<u>標識</u></p> <p>(i) <u>商品そのものの性質又は技術的性能のみから生じる標識；</u></p>
---	---

(ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状； (iii) 商品に本質的価値をもたらす形状；	(ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状のみから構成される標識 <u>(iii) 削除</u>
---	--

<p>現行共同体商標規則 第7条 絶対的拒絶理由</p> <p>(1) 次のものは、登録することができない。 (e) 次の形状のみからなる標識 (i) 商品そのものの性質から生じる形状 (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状 (iii) 商品に本質的価値を与える形状</p>	<p>改正規則案 第7条 絶対的拒絶理由</p> <p>(1) 次のものは、登録することができない。 (e) 以下に掲げる標識 (i) 商品そのものの性質又は技術的性能のみから生じる標識； (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状のみから構成される標識； <u>(iii) 削除</u></p>
--	---

c) EU 法で保護されている地理的表示の絶対的拒絶理由

欧州商標制度と EU 法との統一性を高めるため、現行の共同体商標規則の拒絶理由を、ワイン、スピリッツ、農産物及び食品の地理的表示を保護する EU 規則の保護対象に合わせるとともに、対応する条項を商標ハーモ指令に設けることを提案する。

<p>現行商標ハーモ指令 第3条 拒絶又は無効の事由</p> <p>(1) 以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする： (略)</p>	<p>改正指令案 第4条 拒絶又は無効の事由</p> <p>(1) 以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする： <u>(i) 原産地呼称及び地理的表示の保護を提供する共同体法に準じて登録を除外される商標</u></p>
--	--

<p>現行共同体商標規則 第7条 絶対的拒絶理由</p> <p>(1) 次のものは、登録することができない。 (k) 農産物及び食品についての地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日理事会規則(EC)No 510/2006 に従って</p>	<p>改正規則案 第7条 絶対的拒絶理由</p> <p>(1) 次のものは、登録することができない。 <u>(k) 原産地呼称及び地理的表示の保護を提供する共同体法に準じて登録を除外される商標</u></p>
---	--

<p>登録された、原産地呼称又は地理的表示を含み又はそれより成る商標であって、商標登録出願が原産地呼称又は地理的表示の登録申請の委員会への提出後に行われていることを条件として、当該商標が前記規則第13条に記載され、かつ、同一種類の製品に関する状況の1に対応しているとき</p>	
--	--

d) 相対的拒絶理由としての著名商標及び名声を有する商標

現行の商標ハーモ指令は、名声を有する共同体商標を相対的拒絶理由とすることを義務付けている。一方で、名声を有する国内商標を相対的拒絶理由とすることは、各国に委ねられているが、これを義務化すべきである。また、パリ条約第6条の2に規定される、著名な未登録商標の保護については、現行の商標ハーモ指令にも共同体商標規則にも規定がないが、相対的拒絶理由として規定すべきである。

<p>現行商標ハーモ指令 第4条 先行権利との抵触に関する追加的拒絶事由又は無効事由</p> <p>(1) 以下の場合、商標は登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする。 (略)</p> <p>(3) さらに商標は、先行共同体商標が共同体において名声を得ており、かつ、後発商標の使用が正当な理由なくその先行共同体商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合であって、その商標が第2項でいう意味において先行共同体商標と同一又は類似であり、先行共同体商標の登録にかかわる商品又は役務と類似でない商品又は役務について登録され、又は登録されようとしている場合には、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする。</p>	<p>改正指令案 第6条 先行権利との抵触に関する拒絶事由又は無効事由</p> <p>(1) 以下の場合、商標は登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする。 <u>(c) その商標が、ある商標と同一、又は類似であり、後者の商標が加盟国において著名である又は名声を得ているか、共同体商標の場合は共同体において名声を得ている場合において、後者の商標の保護にかかわる商品又は役務と同一、類似又は類似でない商品又は役務について出願又は登録されている場合に、その標識の使用が</u> <u>(i) 商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害し、</u> <u>(ii) 正当な理由なく使用され、</u> <u>(iii) 産業又は商業問題における公正な慣習に反する場合</u></p>
---	--

<p>(4) さらに、いずれの加盟国も、以下に該当する場合、その範囲において、商標を登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言される旨を定めることができる：</p> <p>(a) 先行内国商標が関係加盟国において名声を得ており、かつ、後発商標の使用が正当な理由なくその先行商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合であって、その商標が第 2 項でいう意味において先行内国商標と同一又は類似であり、先行商標の登録にかかわる商品又は役務と類似でない商品又は役務について登録され、又は登録されようとしている場合；</p>	
--	--

<p>現行共同体商標規則 第 8 条 相対的拒絶理由</p> <p>(1) 先の商標の所有者による異議申立てに基づいて、次の場合は、出願商標は登録されないものとする。</p> <p>(a) その商標が先の商標と同一であって、登録出願の対象である商品又は役務と保護されている先の商標の対象である商品又は役務とが同一である場合</p> <p>(b) その商標と先の商標との同一性又は類似性及びこれらの商標により包含された商品若しくは役務の同一性又は類似性のために、先の商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合。この場合の混同の虞は、先の商標との連想を生じる虞を含む。</p>	<p>改正規則案 第 8 条 相対的拒絶理由</p> <p>(1) 先の商標の所有者による異議申立てに基づいて、次の場合は、出願商標は登録されないものとする。</p> <p>(a) 変更なし</p> <p>(b) 変更なし</p> <p>(c) <u>その商標が、先の商標と同一、又は類似であり、先の共同体商標の場合は商標が共同体において名声を得ているか、先の国内商標の場合は商標が当該加盟国において名声を得ている場合において、先の商標の保護にかかわる商品又は役務と同一、類似又は類似でない商品又は役務について登録されようとしている場合に、その標識の使用が</u></p> <p><u>(i) 商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害し、</u></p> <p><u>(ii) 正当な理由なく使用され、</u></p> <p><u>(iii) 産業又は商業問題における公正な慣</u></p>
--	--

	<u>習に反する場合</u>
--	----------------

2. 商標権によって与えられる権利

a) 二重の同一性の場合の保護

二重の同一性（同一の標識を同一の商品又は役務に使用）の場合について，CJEU の判決によって解釈に混乱が生じている。第三者が自己の商品に正当な権原なく商標を使用する場合と，第三者が商標権者の商品を特定するために当該商標を使用する場合とがあることを，商標ハーモ指令と共同体商標規則の前文で規定することを提案する。

改正指令案 前文 29 および改正規則案 前文 33

登録商標によって与えられる権利は，第三者による自己の商品又は役務のための使用にも，権利者のものとしての指定商品又は役務の使用にも適用される。

前者の場合は，出所を保証する商標の機能が損なわれることになるため，混同の虞の有無を問わずに商標権侵害とすべきである。

一方，後者の場合は，商標権の効力は絶対的なものではないため，商標の効力の制限規定にその旨を規定することを提案する。

<p>現行商標ハーモ指令 第 6 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は，以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(c) 商品又は役務の意図された用途を，特に付属品又は予備部品として表示する必要がある場合は，その商標；</p> <p>ただしこの場合，その第三者が工業上又は</p>	<p>改正指令案 第 15 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は，以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(c) <u>商標権者の商品や役務を特定する又は参照する目的の商標，特にその商標の使用が，</u></p> <p>(i) 商品又は役務の意図された用途を，特に付属品又は予備部品として，表示する必要がある場合，又は</p> <p>(ii) <u>パロディを含む批判又は論評の目的である場合</u></p> <p>ただしこの場合，その第三者が工業上又は</p>
--	--

商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。	商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。
----------------------------------	----------------------------------

<p>現行共同体商標規則 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>共同体商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものでない：</p> <p>(c) 商品又は役務の用途，特に付属品又は部品として表示する必要がある場合の商標。</p> <p>ただしこの場合，その第三者が工業上又は商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。</p>	<p>改正規則案 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>(1) 共同体商標は，以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(c) <u>商標権者の商品や役務を特定する又は参照する目的の商標，特にその商標の使用が，</u></p> <p>(i) 商品又は役務の意図された用途を，特に付属品又は予備部品として，表示する必要がある場合，又は</p> <p>(ii) <u>パロディを含む批判又は論評の目的である場合</u></p> <p>ただしこの場合，その第三者が工業上又は商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。</p>
---	--

b) 名声を得ている商標の保護

名声を得ている商標を相対的拒絶理由とすることを既に提案しているが，これに伴って，商標権の範囲についても調整が必要となる。

まず，TRIPS 協定のもとの義務を履行するため，名声を得ている商標の保護を規定する商標ハーモ指令第 5 条(2)を，任意条項から義務的条項に変更すべきである。同時に，著名商標も同様に扱われるように，この規定に組み込むべきである。これに伴い，商標ハーモ指令の対象範囲についても変更すべきである。

<p>現行商標ハーモ指令</p> <p>条項なし</p>	<p>改正指令案 第 2 条 <u>未登録商標の保護</u></p> <p>(1) <u>この指令は，加盟国において著名な商品や役務に関して，すべての未登録商標に</u></p>
------------------------------	---

<p>第5条 商標により与えられる権利</p> <p>(2) また、いずれの加盟国も、当該商標がその加盟国において名声を得ており、かつその標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害する場合には、当該商標の所有者は、当該商標と同一又は類似の標識を、その所有者の同意を得ていないすべての第三者が取引において、当該商標の登録にかかわる商品又は役務と類似でないものに使用することを防止する権利を有する旨を定めることができる。</p>	<p>も、加盟国において名声を得ている商品や役務に関して、すべての未登録商標にも、適用される。商標は、名声を得ている場合には著名であるとみなされ、及び著名である場合には名声を得ているとみなされる。</p> <p>(2) 登録商標に関するこの指令の条項は、第1項の意味において、未登録商標にも準用する。</p> <p>(3) 加盟国は、第1項に該当する未登録商標に加えて、未登録商標の保護を規定することができる。</p> <p>第12条 商標により与えられる権利</p> <p>(1) 出願日又は登録商標の優先日以前に取得した先の権利の所有者の権利を害することなく、登録商標、又は加盟国内で著名な商標又は加盟国で名声を得ている商標の所有者は、以下の場合、加盟国内の全ての領域において、商品又は役務の識別を目的に自己の同意を得ないで全ての第三者が次の標識を取引上を使用することを防止する権利を有する。</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) その標識が、商標と同一、又は類似であり、商標が当該加盟国において著名であるか名声を得ている場合において、商標の保護にかかわる商品又は役務と同一、類似又は類似でない商品又は役務について使用される場合に、その標識の使用が</p> <p>(i) 商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害し、</p> <p>(ii) 正当な理由なく使用され、</p>
---	---

	<u>(iii) 産業又は商業問題における公正な慣習に反する場合</u>
--	--------------------------------------

c) 識別の目的以外での使用に対する保護

現行の商標ハーモ指令では、商品又は役務の識別の目的以外での標識の使用に対する保護は、加盟国の裁量となっている。このため、商標と、商品又は役務を識別する目的では使用されていない商号との間の衝突の取り扱いは、調和されていない。商品又は役務の識別の目的以外での標識の使用に対する保護を、義務的なものにすべきである。

<p>現行商標ハーモ指令 第5条 商標により与えられる権利</p> <p>(5) 第1項から第4項の規定は、当該標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性又は名声を不当に利用し又は害する場合であっても、商品又は役務の識別以外の目的での標識使用の保護に関するいずれの加盟国の規定にも影響を及ぼさない。</p>	<p>改正指令案 第12条 商標により与えられる権利</p> <p><u>(4) 商標権者は、標識が商品又は役務の識別の目的以外で使用され、その標識の使用が以下に掲げる場合に、商標と同一又は類似の標識の取引上のいかなる使用も防止する権利を有する。</u></p> <p><u>(a) 第三者と商標権者の間に営利的関係性があるという印象を与える場合、又は</u></p> <p><u>(b) 商標の識別性若しくは名声を利用し又は害し、かつ</u></p> <p><u>(i) 正当な理由なく使用され、かつ</u></p> <p><u>(ii) 産業又は商業問題における公正な慣習に反する場合</u></p>
---	--

<p>現行共同体商標規則 第9条 共同体商標により付与される権利</p> <p>(5) 第1項から第4項の規定は、当該標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性又は名声を不当に利用し又は害する場合であっても、商品又は役務の識別以外の目的での標識使用の保護に関するいずれの加盟国の規定にも影響を及ぼさない。</p>	<p>改正規則案 第9条 共同体商標により付与される権利</p> <p><u>(4) 登録共同体商標の商標権者は、標識が商品又は役務の識別の目的以外で使用され、その標識の使用が以下に掲げる場合に、商標と同一又は類似の標識の取引上のいかなる使用も防止する権利を有する。</u></p> <p><u>(a) 第三者と商標権者の間に営利的関係性</u></p>
--	---

	<p>があるという印象を与える場合、又は</p> <p><u>(b) 商標の識別性若しくは名声を利用し又は害し、かつ</u></p> <p><u>(i) 正当な理由なく使用され、かつ</u></p> <p><u>(ii) 産業又は商業問題における公正な慣習に反する場合</u></p>
--	--

3.保護の制限

a) 名前の使用

商標権の保護は、氏名の使用には及ばないことが規定されている。立法時、この制限は自然人の氏名に限定されることを意図していたが、CJEUはこの制限を全ての商号に適用している。そこで、当初の意図のとおり、個人の氏名を含まない商号については、商品又は役務の識別に使用されている場合は、他の標識と同様に扱われることを明確にすべきである。

<p>現行商標ハーモ指令 第 6 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 自己の名前又は住所；</p>	<p>改正指令案 第 15 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 自己の個人名又は住所；</p>
--	--

<p>現行共同体商標規則 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>共同体商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものでない：</p> <p>(a) 自己の名称又は住所</p>	<p>改正規則案 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>(1) 共同体商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 自己の個人名又は住所；</p>
---	--

b) 意図された用途の表示の使用

現行の商標ハーモ指令及び共同体商標規則は、商標権者の商品を参照するために商標が使用される特定の場合について、商標権が制限されることを規定している。しかし、例えば商標の批評の場合については、この例外に該当しない。そこで、消尽に影響しない範囲で、商標権者の商品を参照するために商標が使用される場合の一般的な例外規定を設けるべきである。

<p>商標ハーモ指令 第 6 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 商品又は役務の意図された用途を、特に付属品又は予備部品として表示する必要がある場合は、その商標；</p>	<p>改正指令案 第 15 条 商標の効力の制限</p> <p>(1) 商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) <u>商標権者の商品や役務を特定する又は参照する目的の商標</u>、特にその商標の使用が、</p> <p>(i) 商品又は役務の意図された用途を、特に付属品又は予備部品として、表示する必要がある場合、又は</p> <p>(ii) <u>パロディを含む批判又は論評の目的である場合</u></p>
---	---

<p>現行共同体商標規則 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>共同体商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものでない：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 商品又は役務の用途、特に付属品又は部品として表示する必要がある場合の商標。</p>	<p>改正規則案 第 12 条 共同体商標の効力の制限</p> <p>(1) 共同体商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) <u>商標権者の商品や役務を特定する又は参照する目的の商標</u>、特にその商標の使用が、</p> <p>(i) 商品又は役務の意図された用途を、特に付属品又は予備部品として、表示する必要がある場合、又は</p> <p>(ii) <u>パロディを含む批判又は論評の目的である場合</u></p>
--	---

4. 権利を維持する使用

現行の商標ハーモ条約及び共同体商標規則では、登録された際の形態における標識の識別性に影響を与えることのない構成部分を変更した形態で商標を使用することも、登録商

標の権利を維持する使用に含まれると規定している。一般裁判所 (General Court) 及び CJEU は、変更した形態が同様に商標登録されている場合は、上記の利益を受けられないと判示しているが、この司法の慣行は批判を受けている。明確化のため、変更した形態が商標登録されているか否かにかかわらず、変更された形態での使用も真正な使用として認められることが明確になるように、条文を修正すべきである。

<p>現行商標ハーモ指令 第 10 条 商標の使用</p> <p>(1) 登録手続の完了日から 5 年以内に、所有者が加盟国において登録にかかわる商品又は役務に関して商標を真正に使用しない場合、あるいはその使用が 5 年間継続して中止されている場合には、不使用についての正当な理由がない限り、当該商標は本指令に定める制裁の対象となる。</p> <p>以下に掲げるものもまた、第 1 サブパラグラフでいうところの使用を構成する：</p> <p>(a)登録された際の形態における標識の識別性に影響を与えることのない構成部分を変更した形で商標を使用すること；</p> <p>(b) 輸出のみを目的として、関係加盟国において商品又はその包装に商標を付すこと。</p>	<p>改正指令案 第 17 条 商標の使用</p> <p>(1) 登録日から 5 年以内に、所有者が加盟国において登録にかかわる商品又は役務に関して商標を真正に使用しない場合、あるいはその使用が 5 年間継続して中止されている場合には、不使用についての正当な理由がない限り、当該商標は本指令に定める制裁の対象となる。</p> <p>(3) 以下に掲げるものもまた、第 1 パラグラフでいうところの使用を構成する：</p> <p>(a)<u>商標が使用されている形で登録されているということにかかわらず</u>、登録された際の形態における標識の識別性に影響を与えることのない構成部分を変更した形で商標を使用すること；</p> <p>(b)変更なし</p>
---	--

<p>現行共同体商標規則 第 15 条 共同体商標の使用</p> <p>(1) 登録後 5 年の期間内に、所有者が登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスについて共同体において共同体商標の真正な使用をしていなかった場合、又は 5 年の期間中継続してその使用を中止していた場合は、共同体商標は、本規則に定める制裁の対象になる。ただし、不使用について正当な理由があるときは、この限</p>	<p>改正規則案 第 15 条 共同体商標の使用</p> <p>(1) 変更なし</p>
--	--

<p>りでない。</p> <p>次の場合も、第1サブパラグラフでいうところの使用を構成する。</p> <p>(a) 商標が登録された際の形態における商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での共同体商標の使用</p> <p>(b) 輸出の目的のためにのみ共同体において商品又はその包装に共同体商標を付すこと</p>	<p>(2) 次の場合も、第1パラグラフでいうところの使用を構成する。</p> <p>(a) <u>商標が使用されている形で登録されているということにかかわらず、商標が登録された際の形態における商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での共同体商標の使用</u></p> <p>(b) 変更なし</p>
--	--

5. 通過

商標侵害の可能性のある製品が、EU域内の取引のための税関審査なしでEU又は加盟国の領域に持ち込まれる、単なる通過の場合、CJEUは原則として、必然的に商品が通過国の市場に置かれるような場合にのみ、侵害と判断している。本研究では、模倣品対策の利益と、一方で商品の移動の自由を考慮し、商品がTRIPSに定義される模倣品であって、商品を市場に置くことが、通過国及び目的地の国の両方で商標侵害に該当する場合、常にEUでの商標侵害とみなすことを提案する。

<p>現行商標ハーモ指令</p> <p>第5条 商標により与えられる権利</p> <p>(3) 特に、以下の行為は、第1項および第2項の規定に基づき禁止できる：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 略</p>	<p>改正指令案</p> <p>第12条 商標により与えられる権利</p> <p>(3) <u>第1項および第2項の規定に基づき商標権者が防止できる取引上の使用は、以下のものを含む。</u></p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 略</p> <p><u>(d) その商品が模倣品（許諾なしに、登録された商標とそのような商品の観点で同一の、又は本質的な面でそのような商標から識別できない標識を付された、包装を含む商品）であり、目的地の国での使用もその国の対応する商標の侵害となる場合、加盟国の領域を通過して、その商標のもとで商品を輸送すること</u></p>
---	--

現行共同体商標規則	改正規則案
-----------	-------

<p>第9条 商標により与えられる権利</p> <p>(2) 特に、以下の行為は、第1項の規定に基づき禁止できる：</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 略</p>	<p>第9条 共同体商標により与えられる権利</p> <p>(3) <u>共同体商標権者が防止できる取引上の使用は、以下のものを含む。</u></p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 略</p> <p>(c) 略</p> <p><u>(d) その商品が模倣品（許諾なしに、登録された商標とそのような商品の観点で同一の、又は本質的な面でそのような商標から識別できない標識を付された、包装を含む商品）であり、目的地の国での使用もその国の対応する商標の侵害となる場合、EUの領域を通過して、その商標のもとで商品を輸送すること</u></p>
--	---

II. 共同体商標制度の問題

1. 使用によって獲得された共同体商標の識別力

共同体商標規則には、固有の識別力がなく絶対的拒絶理由に該当する商標であっても、使用によって識別力を獲得すれば、登録が可能になることが規定されている。一般裁判所の実務によれば、識別力の獲得の証明には、固有の識別力がないとされる加盟国すべてについて、識別力を獲得したことを証明する必要がある。

本研究は、この領域の問題は、加盟国の国境よりも、共同体の領域および市場に焦点を当てるべきであり、関連する領域を構成する市場の大部分で識別力の獲得が証明されれば、識別力が獲得されたものと判断すべきであると提案する。

2. 共同体商標規則第8条(4)に規定された古い権利

共同体商標規則8条(4)には、単なる一地方を超えて取引上使用されている無登録商標の権利者による異議申立てがあったときは、一定の場合において商標出願は登録されないことが規定されている。CJEUの判示によると、先行商標が拒絶理由を構成するためには、当該加盟国の全域で保護され、当該加盟国の相当程度の領域で使用されていることが必要とされている。

本研究は、共同体商標規則8条(4)を改正し、先行商標に加盟国の全域において後続の商標の使用を妨げる権利が与えられている場合に、先行商標が相対的拒絶理由を構成することとすることを提案する。

<p>現行共同体商標規則</p> <p>第8条 相対的拒絶理由</p>	<p>改正規則案</p> <p>第8条 相対的拒絶理由</p>
-------------------------------------	---------------------------------

<p>(4) 単なる一地方を超えて取引上使用されている無登録商標又はその他の標識の所有者による異議申立てがあったときは、次の場合に限り、当該出願商標は、共同体法令又はその標識を規制する加盟国の法律に従い、登録されないものとする。</p> <p>(a) その標識に対する権利が共同体商標の登録出願日前に、又は共同体商標の登録出願について主張された優先日前に取得された場合</p> <p>(b) その標識により事後の商標の使用を禁止する権利がその所有者に与えられる場合</p>	<p>(4) <u>取引上使用されている無登録商標又はその他の標識の所有者による異議申立てがあったときは、次の場合に限り、当該出願商標は、共同体法令又はその標識を規制する加盟国の法律に従い、登録されないものとする。</u></p> <p>(a) その標識に対する権利が共同体商標の登録出願日前に、又は共同体商標の登録出願について主張された優先日前に取得された場合</p> <p>(b) その標識により事後の商標の使用を禁止する権利がその所有者に与えられる場合。<u>ただし、その標識が加盟国の法令で保護されている標識である時、事後の商標の使用を禁止する権利がその加盟国の全域に及ぶことを条件とする。</u></p>
--	---

3. 名声の不正な利用に対する保護

共同体商標規則第9条(1)(c)は、共同体商標が共同体において名声を得ており、かつ当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害する場合は、非類似の商品又は役務に対しても保護されることが規定されている。

ECJはPago判決において、共同体における名声を確立するための領域的条件について、共同体商標は、共同体の領域の相当部分において、関連する公衆の相当部分の間で名声を得ていなければならないと判示し、当該事件の状況に照らして、オーストリアの領域は、共同体の領域の相当部分とみなされ得ると判断した。

本研究は、名声が限られた領域内のものである場合には、共同体商標の拡大された保護は、当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するという前提条件が、名声が得られた領域において該当する場合にのみ認めるべきであると提案する。

4. 共同体商標の使用の領域の範囲（「真正な使用」）

共同体商標規則第15条(1)には、共同体商標が保護を維持するためには、共同体において真正な使用をされていなければならないことが規定されている。これまで、必要とされる使用の領域の範囲について、CJEUの判決は下されていない²が、1993年12月に共同体商標

² 本報告書の公表後の2012年12月19日、CJEUは、共同体商標規則第15条(1)の解釈にあ

規則が採択される際には、理事会と欧州委員会は、1 か国における第 15 条の意味での真正な使用は、共同体における真正な使用を構成すると考える旨の共同宣言を行っている。欧州委員会は、この研究の公募の際に、現在 27 か国からなる共同体において、この宣言が依然として適切であるかという質問を投げかけていた。

本研究は、第 15 条(1)は変更すべきではなく、共同体商標の真正な使用は、共同体の観点からのみ評価されるべきであり、加盟国間の国境は考慮に入れるべきではないと提案する。国内商標を維持するのに十分な使用であっても、共同体商標を維持できるとは限らないことになる。実際、共同体商標規則 112 条(2)には、共同体商標が不使用の理由で取り消された際に、国内での真正な使用として十分であれば、共同体商標を国内商標に変更できることが規定されている。

この原則は、共同体商標が、共同体の中の小さな領域での使用によって維持され得ることにもなる。このため、本研究は、補足的な措置として、新たな共存のルールを提案する。これにより、共同体商標が 15 年以上、共同体の小さな領域でのみ使用されている場合、特定の条件で、当該地域から離れた加盟国では後続の国内商標が共存できることになる。

<p>現行商標ハーモ指令</p> <p>条項なし</p>	<p>改正指令案</p> <p><u>第 11 条 先行共同体商標に基づいた拒絶、無効又は使用の禁止を得る権利の制限</u></p> <p><u>(1) 商標が善意に出願又は登録され、かつ、商標の出願時又は優先日において、共同体商標が 15 年以上登録され、当該加盟国が属する地域から離れた共同体の一部でしか使用されていない場合には、商標は、先行共同体商標に基づいて拒絶されず、又は無効を宣言されない。</u></p> <p><u>(2) 第 1 項の場合、先行共同体商標の所有者は、後の登録商標の使用に異議申立てをする権利がなく、後の登録商標の所有者は、先行共同体商標の使用に異議申立てをする権利がない。しかし、後の登録商標の使用が当該加盟国で混同を引き起こす場合、当該商標の所有者は、その混同を防止する又は低減する措置を講じなければならない。</u></p>
------------------------------	---

たつては、加盟国の国境を無視すべきであると解釈する旨の判決を下した。

C. 手続法

1. OHIMでの手続

a) 共同体商標の出願

本研究は、出願日を確保する手段として、共同体商標の出願を国内官庁にも提出できる制度、および、出願手数料を出願日から 1 か月以内に支払えば、出願日を喪失せずに済む規定は、ともに維持すべきであると提案する。

b) 商品および役務の分類

登録商標の保護の範囲は、第一には登録された標識で決定され、第二には請求された商品および役務で決定される。したがって、商品および役務の正確な表示又は指定は重要である。一般的表示は、出願人が自由に選択できるものであるが、本研究は、どのような製品がカバーされるのか明確でない場合には、一般的表示に制限が課されるべきであり、OHIM が、過度に不明確と考えられるすべての一般的表示を公表すべきであると提案する。

<i>共同体商標規則 実施規則2 商品や役務の一覧の分類</i>	改正指令案 <u>第39条 分類</u>
(2)(b) 商標意匠庁がこれらの表示を過度に不明確であるとみなさない限り、ニース分類のクラス・ヘッディング、又は他の一般的な表示が使用される。	(2)(b) 商標意匠庁がこれらの表示を過度に不明確であるとみなさない限り、ニース分類のクラス・ヘッディング、又は他の一般的な表示が使用される。
(5) クラス・ヘッディングを含む一般的な表示の使用は、その一般的な表示によってカバーされると理解され得るすべての商品又は役務を含むと解釈される。一方、そういった一般的な表示の使用は、そのように理解され得ない商品又は役務の請求を構成すると解釈されてはならない。	(5) クラス・ヘッディングを含む一般的な表示の使用は、その一般的な表示によってカバーされると理解され得るすべての商品又は役務を含むと解釈される。一方、そういった一般的な表示の使用は、そのように理解され得ない商品又は役務の請求を構成すると解釈されてはならない。

c) 優先権

本研究は、優先権書類の翻訳の要求に関する厳格な規則は不要であると考ええる。

d) シニオリティ (Seniority)

現行のシニオリティの規定は、権利を失うことなく、共同体商標に対応する国内商標を更新しない又は放棄することを許容するものであるが、本研究は、シニオリティに、それを超えて、優先権と同じ効果を与えることを提案する。また、審査の範囲については、これまで同様、文書の存在と、商標と所有者の特定だけで十分である。

<p>共同体商標規則 第 34 条 国内商標のシニオリティの主張</p> <p>(2) シニオリティは、本規則に基づいて、共同体商標の所有者が先の商標を放棄し又は消滅させる場合において、先の商標が継続して登録されていたときは、その者が有していた筈のものと同一の権利を継続して有していたものとみなすという唯一の効果を有する。</p> <p>(3) 共同体商標について主張されたシニオリティは、シニオリティを主張した先の商標が取り消され若しくは無効を宣言されたとき又は共同体商標の登録前に放棄されたときは、消滅する。</p>	<p>改正規則案 第 34 条 国内商標のシニオリティの主張</p> <p>(2) <u>シニオリティの主張は、手数料の対象となる。</u></p> <p>(3) <u>シニオリティは、先の商標が登録される加盟国又はベネルクス諸国において、共同体商標が、先の同一の国内商標の出願日又は優先日に出願されたことと同様の効果を持つとみなされる。この効果は、先の商標が継続して登録されているか否かという点においても適応される。</u></p>
--	---

e) 検索

現行の制度では、全ての共同体商標について職権で検索を行い、出願人と先行権利者に通知を行い、オプションとして参加する国内官庁による検索を行うが、これを支持する声は多くはなかった。一方で、廃止に賛成する声は明らかな多数ではなかった。現行制度が官庁と商標権者の利益の間の政治的妥協の重要な要素であることを踏まえ、本研究ではこの制度の変更は提案しない。

f) 異議申立て及び取消手続

異議申立て及び取消手続の件数が多いことを踏まえると、これらの手続における適切で早期の解決が重要である。全体としては、現在の手続は適切であり、基本的な変更の必要性は認められなかった。いくつかの修正が提案されたが、取消手続と同様に、異議申立手続においても、出願人に、異議申立人が登録に同意していたとの抗弁を認めるべきである。

<p>共同体商標規則 第 53 条 無効の相対的理由</p> <p>(3) 共同体商標は、(1)又は(2)にいう権利の所有者が、無効宣言を求める申請又は反訴</p>	<p>改正規則案 第 41 条 異議申立て</p> <p>(3) <u>第 8 条にいう権利の所有者が、異議申立ての提出以前に、共同体商標の登録につ</u></p>
--	--

<p>の提出前に共同体商標の登録について明確に同意している場合は、無効を宣言することができない。</p>	<p>いて明確に同意している場合は、<u>異議申立ては認められない。</u></p>
--	--

g) 費用の決定

OHIM の決定における費用の配分について、支払いの意思のない又は支払いを拒絶する債務者に対する補償の執行の困難性について、不満が多く挙げられた。本研究は、加盟国が OHIM の費用の決定を認定するための機関を指定すること、OHIM が発行する文書をすべての言語で発行することを提案する。

共同体商標規則	改正規則案
<p>第 86 条 費用額を定める決定の強制執行</p> <p>(2) 強制執行は、それが執行される国の領域において施行されている民事訴訟法の規定によって規制される。強制執行の命令は、当該決定の信憑性についての証明以外の手続なしに、各加盟国の政府がこの目的のために指定し、かつ、商標意匠庁及び司法裁判所に知らせる国内当局により、その決定に追加される。</p>	<p>第 86 条 費用額を定める決定の強制執行</p> <p>(2) 強制執行は、それが執行される国の領域において施行されている民事訴訟法の規定によって規制される。強制執行の命令は、当該決定の信憑性についての証明以外の手続なしに、各加盟国の政府がこの目的のために指定し、かつ、商標意匠庁及び司法裁判所及び<u>欧州委員会</u>に知らせる国内当局により、その決定に追加される。<u>各加盟国は、一当局を指定し、その当局との伝達の詳細を、伝達に含めなければならない。</u></p>

h) マドリッド・プロトコルによる商標保護

共同体商標制度の、マドリッド・プロトコルによる国際的な商標保護制度への統合は、2004 年に行われ、困難なく機能している。本研究では特段の提案は行わない。

2. 侵害訴訟

共同体商標規則は差止めのみを規定しており、特に損害賠償等の他の制裁については、加盟国の国内法を参照している。現在、エンフォースメント指令も別途見直しの対象となっており、本研究はコメントを差し控えるが、共同体全体を通じたすべての制裁が、共同体規則で規定されることが好ましいと考える。

しかし、本研究はいくつかの手続的な調整を提案する。不侵害の確認訴訟においては、均一な条項が採用されるべきであり、国内法への参照はなされるべきではない。裁判管轄

の範囲については、加盟国の領域への参照ではなく、共同体の領域への参照がなされるべきである。

<p>共同体商標規則 第 96 条 侵害及び有効性に関する管轄権</p> <p>共同体商標裁判所は、次のものについて専属管轄権を有する。 (b) 国内法に基づいて認められている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟</p>	<p>改正規則案 第 96 条 侵害及び有効性に関する管轄権</p> <p>共同体商標裁判所は、次のものについて専属管轄権を有する。 (b) <u>不侵害の宣言</u>を求める訴訟</p>
--	--

<p>共同体商標規則 第 98 条 管轄権の範囲</p> <p>(1) 第 97 条(1)から(4)までに基づく管轄権を有する共同体商標裁判所は、次の行為について管轄権を有する。 (a) 加盟国の何れかの領域内で行われ又は行われる虞のある侵害行為 (b) 加盟国の何れかの領域内で行われる第 9 条(3)第 2 文の意味における行為</p> <p>(2) 第 97 条(5)に基づく管轄権を有する共同体商標裁判所は、その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われ又は行われる虞のある行為についてのみ管轄権を有する。</p>	<p>改正規則案 第 98 条 管轄権の範囲</p> <p>(1) 第 97 条(1)から(4)までに基づく管轄権を有する共同体商標裁判所は、次の行為について管轄権を有する。 (a) <u>欧州連合の領域内</u>で行われ又は行われる虞のある侵害行為 (b) <u>欧州連合の領域内</u>で行われる第 9 条(3)第 2 文の意味における行為</p> <p>(2) 変更なし</p>
---	--

D. OHIM の機能

1. 手数料の問題

a) 手数料の額

OHIM の手数料収入が増加していることによる余剰金の問題が、理事会が欧州委員会に対して商標制度全体の問題を調査するよう指示した理由のひとつである。本研究は全体として、OHIM の手数料収入が支出よりも大きいことについては、基本的に異論はないという結論に達した。手数料を決定する際に、権利の範囲又は価値と、国内制度への影響とを考慮に入れることは、基本的に正当であると思われる。

b) 区分手数料

現行の出願料及び維持年金は、3つの区分をカバーしているが、これを廃止して、1つず

つの区分に対して追加手数料を徴収すべきである。

c) 共同体商標の維持年金収入の分配

今後 10 年間の維持年金収入が 30~55 百万ユーロ程度であるとする、15~27 百万ユーロ (年間) が国内商標庁に分配されることになる。本研究は、半分は各加盟国に均等に、残りの半分は各加盟国の出願活動に応じた比率で分配することを提案する。

2. 追加的な権限

現在、OHIM の権限は共同体商標と共同体意匠の管理に限定されているが、国内官庁との協力により、様々な予備的な権限を持つに至っている。対応する調整活動について、明示的に規定すべきである。

<p>現行共同体商標規則</p> <p>条項なし</p>	<p>改正規則案</p> <p><u>第 123 条 a 商標意匠庁の権限</u></p> <p><u>(1) 商標意匠庁は以下の任務を果たす：</u></p> <p><u>(a) 本規則において規定されることによる、共同体商標制度の管理</u></p> <p><u>(b) 修正された理事会規則(EC)No6/2002 に規定されることによる、共同体意匠制度の施政</u></p> <p><u>(c) ベネルクス知的財産庁を含む、加盟国の中央産業財産庁との協力</u></p> <p><u>(d) 欧州連合の加盟国ではない、欧州経済圏の加盟国の産業財産庁との協力</u></p> <p><u>(e) 世界知的所有権機関との協力</u></p> <p><u>(f) 第三国の知的財産庁との協力</u></p> <p><u>(g) ベネルクス知的財産庁を含む加盟国の中央産業財産庁との、商標及び意匠の保護に向けた調和的アプローチの探求と発展</u></p> <p><u>(h) 模倣品及び海賊行為の撲滅への改善された施策につながる活動への参加</u></p> <p><u>(2) 追加的任務は立法又は行政上の合意によって商標意匠庁に与えられる。</u></p> <p><u>(3) 任務執行において、商標意匠庁は、国家当</u></p>
------------------------------	---

	局又はその他の機関と、一般的又は特定の合意を締結することができる。
--	-----------------------------------

E. 協力

本研究は、国内官庁と OHIM との間の協力をさらに拡大すべきと考える。事件の事実が同等で、ルールが同一であれば、同じ結果が得られることを目指すべきである。提言として、同一の多言語データベースにより、商品および役務の分類に共通のルールを適用すること、絶対的拒絶理由の審査は、それぞれの官庁ではなく、他の官庁も含めて行うこと、混同の虞の判断には同一の基準を用いることを挙げている。

F. 法令のさらなる調和

1. 実体法の分野の調和

本研究は、実体法に関して一様な規則を可能な限り実現すべきであり、国内法と共同体法の相違は、重要な国内の利益の理由で必要なものに限られるべきとの結論に達した。例えば、事業とは独立に商標権を承継できるかなど、現在商標ハーモ指令の対象になっていない事項も、将来は商標ハーモ指令の中で規定されるべきである。

2. 手続法の分野の調和

現在の商標ハーモ条約には、保護を得るための手続を規定する条項はなく、商標出願が登録の前後にどの程度審査されるかについては、各国に委ねられている。特に古い権利については、職権で審査するか、異議申立て又は登録後の古い権利者からの申請によるのみ審査するか、実務は欧州内で相当異なっている。さらに、出願日の認定、分類、変更又は分割、更新などについては商標ハーモ指令に全く規定がない。これらについても、商標ハーモ指令の中で規定していくべきである。

－ 調査研究報告書を掲載したマックス・プランク研究所のウェブサイトは、以下参照 [Trade Mark Study](#) ー

－ 調査研究報告書全体は、以下参照 [Final Report of the Study](#) ー

－ マックス・プランク研究所の調査研究報告書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 [欧州委員会、欧州の商標システムの全般的機能に関する報告書を公表 \(2011年3月9日\) \(PDF\)](#)

－ 共同体商標の真正な使用に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 [欧州連合司法裁判所、共同体商標の「真正な使用」とは一加盟国における使用で十分か否かの付託質問について判示 \(2012年12月25日\) \(PDF\)](#)

－ 共同商標の真正な使用に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 [欧州連合司法裁判所、共同商標の「真正な使用」とは一加盟国における使用で十分か否かの付託質問について判示 \(2012年12月25日\) \(PDF\)](#)

－ 商標ハーモ指令の日本語仮訳は、以下参照 [商標ハーモ指令の日本語仮訳](#) ー

[商標ハーモ指令（日本語）\(PDF\)](#)

－ 共同体商標規則の日本語仮訳は、以下参照 －

[共同体商標理事会規則（日本語）\(PDF\)](#)

(以上)